

平成18年10月20日

違法伐採問題に関するガイドライン

社団法人 全日本文具協会

社団法人 全日本文具協会（以下、「全文協」という。）は、先に全文協が公表した「違法伐採問題に関する自主的行動指針（以下、行動指針という。）」に則して、会員がグリーン購入法の特定調達品目適合製品の原材料となる木材・木材製品（紙など）に関する調達方針、合法性証明システム、合法性証明材の分別管理体制を策定し運用するため、このガイドラインを作成する。本ガイドラインは、行動指針達成のための望ましい項目を示すものである。

1. 調達方針のガイドライン

違法な森林伐採に対する反対の表明をすること。

2. 合法性の証明システムのガイドライン

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」
〈平成18年2月15日林野庁作成〉のパターン3「個別事業者の独自の取組による方法」に沿った運用を行う。紙材料にあっては、調達先製紙会社などによる合法性の確認をもって満たすものとする。

3. 分別管理体制のガイドライン

整えることが好ましい管理体制の要素。

3 1 管理組織

分別管理規定の制定
分別管理責任者の任命
分別管理責任者の責務

3 2 原材料・製品管理

原材料入庫時の確認
保管時の識別方法の確立
加工時に混在させない管理
製品出荷時の識別と確認

3 3 帳票管理

入出荷量、使用量、在庫量等の管理簿
証明書、納品書、管理簿等の保管管理(期間5年)

以上